

JR米坂線応援活動事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 現在不通となっているJR米坂線の復旧又は利用拡大に資する活動に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付し、もってJR米坂線沿線の地域振興を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号に掲げる条件を全て満たす団体とする。

- (1) 米坂線整備促進期成同盟会を構成する自治体内に事務局を有すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が所属していないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- (4) 公序良俗に反した活動をしていないこと。

(交付対象事業及び補助金の額)

第3条 交付対象事業は、次の各号に掲げる条件のいずれかに合致する、JR米坂線の復旧又は利用拡大に係る事業とする。

- (1) 米坂線整備促進期成同盟会を構成する組織が含まれる団体の活動であること。
- (2) その団体の事務局の所在する自治体が、その団体の活動に対し後援、共催、又は協賛していること。
- (3) その団体の活動を支援することについて、その団体の事務局の所在する自治体の活動に支障がないこと。

2 交付対象経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

3 交付対象事業は、補助金の交付決定に係る年度の2月28日までに完了する事業とする。

4 同一年度内における同一の交付対象者の申請は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を希望する団体は、その団体の事務局の所在する自治体を通し、交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて米坂線整備促進期成同盟会会長(以下「会長」という)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他参考となる書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書(様式第4号)により、申請した団体に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 前条による交付決定を受けた団体(以下「交付団体」という)は、第4条の申請内容を変更する場合には、あらかじめ変更申請書(様式第5号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の総額の30パーセント以内の減額の場合は、この限りではない。

(実績報告)

第7条 交付団体は、補助事業が完了した場合は、交付対象事業の完了後15日を経過する日又は補助金の交付決定に係る年度の3月11日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第7号)

(2) 収支精算書(様式第8号)

(3) その他参考となる書類

(補助金の確定)

第8条 会長は、前条の報告があった場合は、内容を審査し適当と認めたときは、確定通知書(様式9号)により、交付団体に通知するものとする。

第9条 会長は、前条の補助金の確定後、速やかに補助金を交付団体に支払うものとする。

(概算払)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(指導監督)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、交付対象事業の目的を達成するために必要な検査を行い、報告を求め、必要な指示をすることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 会長は、交付団体がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 会長は、前条による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、交付団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

対象経費	補助金の額
米坂線の復旧又は利用拡大に資する活動のために必要な報償費、旅費、消耗品費(取得価格が10万円未満(消費税込み)に限る。)、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料	当該事業に要した経費の2分の1以内の額(千円未満の端数は切り捨て)とし、5万円を限度とする。ただし、その団体の構成員に、米坂線整備促進期成同盟会の構成自治体が含まれる場合には、当該構成自治体数に5万円を乗じた額又は35万円のいずれか少ない額を限度とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

米坂線整備促進期成同盟会
会 長 仁 科 洋 一 殿

申請者 住所（所在地）
団体名
代表者氏名

JR 米坂線応援活動事業費補助金交付申請書

JR 米坂線の復旧又は利用拡大に向けた事業を下記のとおり実施したいので、これに要する経費として、JR 米坂線応援活動事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金申請額 金 円

2 添付資料

- （1）事業計画書（様式第 2 号）
- （2）収支予算書（様式第 3 号）
- （3）その他関係資料

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

事業担当者名及び連絡先	担当者氏名 連絡先（電話番号： ）
事業の内容及び実施方法（できるだけ詳細に記入してください。）	
事業のスケジュール	
期待される事業の効果	
事業完了（予定）年月日	年 月 日
その他	

様式第3号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
計		

様式第4号（第5条関係）

令和 年 第 月 号
日

様

米坂線整備促進期成同盟会
会 長 仁 科 洋 一

JR 米坂線応援活動事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった JR 米坂線応援活動事業費補助金について、JJR 米坂線応援活動事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金の対象となる事業及び内容は、令和 年 月 日付け JR 米坂線応援活動事業費補助金交付申請書及び添付書類の記載のとおりとする。
- (2) 交付団体は、申請内容を変更する場合には、速やかに会長に変更申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 活動が終了した日から起算して15日を経過する日又は補助金の交付決定に係る年度の3月11日のいずれか早い日までに、下記の書類を添えて補助事業等実績報告書（様式第6号）を提出してください。
 - ☐ 事業報告書（様式第7号）
 - ☐ 収支精算書（様式第8号）
 - ☐ その他関係資料

様式第5号（第6条関係）

令和 年 月 日

米坂線整備促進期成同盟会

会 長 仁 科 洋 一 殿

申請者 住所（所在地）
 団体名
 代表者氏名

事業計画変更承認及び変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました JR
米坂線応援活動事業費補助金について、下記のとおり計画変更したいので、JR 米坂
線応援活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により承認されるよう関係書類を添え
て申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 補助金交付申請額

既交付決定額 金 円

変更交付申請額 金 円

4 添付書類

（1）収支予算書（様式第3号）

（注）比較対照ができるよう両者を二段書きし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第 6 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

米坂線整備促進期成同盟会
会 長 仁 科 洋 一 殿

申請者 住所（所在地）
 団体名
 代表者氏名

JR 米坂線応援活動事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった JR 米坂線応援活動事業費補助金について、JR 米坂線応援活動事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助実績額 金 円
- 3 事業完了日 令和 年 月 日
- 4 添付資料
 (1) 事業報告書（様式第 7 号）
 (2) 収支精算書（様式第 8 号）
 (3) その他関係資料

様式第7号（第7条関係）

事業報告書

事業担当者名及び連絡先	担当者氏名 連絡先（電話番号： ）
事業の内容及び実施方法（できるだけ詳細に記入してください。）	
事業のスケジュール	
実施した事業の効果	
事業完了年月日	年 月 日
その他	

様式第 8 号（第 7 条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	備 考
計			

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	備 考
計			

（注） 1 収支精算書の提出にあつては、記載金額を証する領収書及び実施した事業の概要を記載した書類等を添付すること。

様式第9号（第8条関係）

令和 年 第 月 号 日

様

米坂線整備促進期成同盟会
会 長 仁 科 洋 一

JR 米坂線応援活動事業費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった JR 米坂線応援活動事業費補助金について、JR 米坂線応援活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 2 | 交 付 確 定 額 | 金 | 円 |